

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日から、消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日から、8%から10%へそれぞれ引き上げられました。

また、地方消費税の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。(地方税法第72条の116第2項)

令和5年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 令和5年度地方消費税交付金当初予算額 142,100 千円

うち令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源化分) 73,500 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,532,649 千円

区 分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	74,859	1,760	2,756	15,000	0	1,588	53,755
	障がい者福祉事業	233,228	93,808	68,352	300	192	17,221	53,355
	高齢者福祉事業	20,221	0	375	10,800	1,711	1,501	5,834
	児童福祉事業	492,162	147,709	78,454	16,200	50,002	24,695	175,102
	後期高齢者医療事業	84,014	0	0	0	0	6,236	77,778
	小 計	904,484	243,277	149,937	42,300	51,905	51,241	365,824
社会保険費	国民健康保険事業	57,478	7,903	25,481	0	0	4,266	19,828
	介護保険事業	134,719	5,017	2,508	0	0	9,999	117,195
	後期高齢者医療保険事業	34,725	0	18,796	0	0	2,577	13,352
	小 計	226,922	12,920	46,785	0	0	16,842	150,375
保健衛生費	保健衛生事業	316,691	418	969	8,300	5,800	101	301,103
	健康増進・予防事業	84,552	12,517	799	0	26,558	5,316	39,362
	小 計	401,243	12,935	1,768	8,300	32,358	5,417	340,465
合 計	1,532,649	269,132	198,490	50,600	84,263	73,500	856,664	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。